

## 統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン

〔平成27年5月19日〕  
各府省統計主管課長等会議申合せ

### 1 目的

本ガイドラインは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第5項に規定する統計調査における集計の充実により統計調査結果の利用増進を図る観点から、消費税込の概念で売上高等を把握している統計調査について、消費税込と税抜が混在して報告された売上高等のうち消費税抜の売上高等を税込補正して集計・公表するための標準的な指針として策定するものである。

### 2 背景

現在の企業会計においては、消費税の処理に当たって、税込、税抜を選択することが可能となっている。このため、売上高等を調査事項としている統計調査においては、報告者の負担や調査の目的等を考慮し、①税込による記入、②原則、税込記入とするものの、税抜記入も許容、③決算値等の売上高等を記入など、統計調査によってその対応は区々となっている。また、前記②及び③の統計調査では、調査票に記入された売上高等を単純に集計しているため、消費税込と税抜の売上高等が混在した形で集計結果が公表されている。ただし、一部の統計調査においては、消費税の取扱いを統一した参考表を作成しており、このうち、前記③の統計調査においては、税抜経理を選択する企業が大半であることから、消費税抜で統一した参考表を作成している。

このような状況の中、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）に係る統計委員会による審議においては、今後の消費税率引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は経済規模を把握する統計精度に支障を及ぼす可能性もあるとの指摘がなされている。このため、第Ⅱ期基本計画では、この審議結果を踏まえ、総務省を始めとする関係府省において、報告者の負担を考慮しつつ、売上高等の集計に関する消費税の取扱い、結果表章の在り方について、検討の場を設け、早期に結論を得るとの課題が盛り込まれた。

以上の経緯により、第Ⅱ期基本計画に基づき、国民経済計算及び産業連関表とも連携した関係府省による検討を行ったところ、原則消費税込で売上高等を把握している統計調査について、消費税込の概念に統一した統計の提供・公表を目指すこととした。本ガイドラインは、その補正方法等を取りまとめた。

### 3 適用範囲・適用時期

本ガイドラインは、消費税込の概念で売上高等を把握している統計調査、すなわち別紙1に掲げる売上高等を実額で把握している主要構造統計調査（ただし、売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査は除く。）のうち、事業所母集団データベースに調

査結果を記録する統計調査に適用する。

また、本ガイドラインは、平成28年経済センサス - 活動調査から適用し、その他の統計調査については、平成28年経済センサス - 活動調査の基準となる期日以降に企画する統計調査について順次適用する。

#### 4 補正方法

本ガイドラインに基づく売上高等の補正処理は、個票内の記入内容の整合性及び内訳項目と合計項目のバランス等の個票審査を実施し、個票内の整合性が確保されている状態であることを前提に、以下の補正手順を適用することにより実施する。なお、この補正手順の適用に当たっては、他統計を用いた実施まで求めるものではなく、また、この補正処理は、各統計調査において、より精度が高まる補正手順を導入する取組を妨げるものではない。

(1) 消費税込で記入された個票については、補正処理の対象外とする。

(2) 消費税抜で記入された個票については、以下に掲げる補正処理を項目ごとに実施する。

なお、具体的な補正は、別紙2に掲げる計算式に基づき実施する。

ア 売上（収入）金額、業種別収入の合計額については、内訳の計と合計額が一致する場合は税込補正した内訳を積み上げた額とし、一致しない場合及び内訳を把握していない場合は税抜の合計額に対し消費税率を乗じた額を加算する。

イ 売上（収入）金額、業種別収入の内訳項目については、輸出又は海外取引の割合、課税・非課税の別に応じ個別品目（業種）ごとに消費税額を算出し、加算する。

ウ 費用総額及び売上原価については、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出し、課税対象額に消費税率を乗じた額を加算する。また、売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合は、売上原価と費用総額の比率により擬制する。

エ 費用項目の内訳については、給与・人件費、福利厚生費、租税公課及び支払利息は非課税扱いとし、その他の費用項目については消費税率を乗じた額を加算する。

オ 有形固定資産については、土地は非課税扱いとし、その他については消費税率を乗じた額を加算する。

カ 在庫・手持額、資本金及び金額以外の項目については、補正処理の対象外とする。

#### 5 情報の更新及び共有

補正の対象とする品目及び業種については、分類や制度の変更等も想定されることから、補正を実施する際は、その区分、課税・非課税の別、直接輸出・海外取引の可否について、各統計調査で最新の情報を把握・確認し、適切に情報を更新する。

また、この更新情報や、上記4の各統計調査における独自の取組成果については、バーチャルフォーラム等を活用し、全府省で共有する仕組みを構築する。なお、この更新情報の共有については、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心に、各府省の協力を得て実

施する。

## 6 公表及びデータの保存

(1) 本ガイドラインにのっとり補正を行った統計調査においては、消費税込の売上高等に統一した集計結果を公表する。

また、本ガイドラインにのっとり詳細な補正を行うことが困難な統計調査においては、税込・税抜の差異が分かる情報（例えば、消費税抜の売上高等に単純に消費税率を乗じた額を加算した集計結果）を参考として提供する。

(2) 本ガイドラインにのっとり補正を行った統計調査においては、補正前の金額は中間データ<sup>\*</sup>扱いとするとともに、補正を行ったことを明示した上で、補正後の金額を正データとして記録し、永年保存する。

また、本ガイドラインにのっとり補正を行うことが困難な統計調査については、金額が税抜であることを明示した上で、補正前の金額を正データとして記録し、永年保存する。

※ 「中間データ」とは、集計段階において、結果表等の最終生成物が完成するまでに生成される調査票情報を含めたデータを指す。

## 7 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、消費税を取り巻く情勢の変化や、上記4の各統計調査における独自の取組成果等を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心に関係府省の協力を得て、適切に見直しを実施する。

## 8 その他

(1) 本ガイドラインにのっとり補正を行った統計調査においては、実施した補正手順を記録するほか、本ガイドラインにのっとり補正を行った旨を、当該統計調査のホームページや冊子などの公表物に記載することにより、利用者の利便向上を図る。

(2) 別紙1のうち事業所母集団データベースに調査結果を記録しないが国民経済計算の推計に活用されている統計調査（売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。）においては、一次統計と加工統計の連携強化の観点から、本ガイドラインに準じた取組を進めるよう努める。

また、別紙1に掲げられていない統計調査（売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。）においても、当該統計調査の特性や主要構造統計調査における本ガイドラインの定着状況等を踏まえ、本ガイドラインにのっとり補正を行うことの適否を順次検討する。

### (付属資料)

別紙1 売上高等を実額で把握している主要構造統計調査

別紙2 具体的な補正方法の詳細な計算式

参考1 平成24年経済センサス - 活動調査をモデルとした消費税加算処理（調査品目以外）（略）

参考2 平成24年経済センサス - 活動調査をモデルとした消費税加算処理（調査品目、業種）（略）

## 売上(収入)金額を実額で把握している主要構造統計調査

所管府省	統計調査名	消費税の取扱い	事業所母集団データベース 注1)	国民経済計算 注2)
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	原則、税込記入	○	○
総務省	経済センサス-基礎調査	原則、税込記入	○	
	個人企業経済調査	税込記入	○	
	科学技術研究調査	税込記入	○	○
財務省	法人企業統計調査	決算情報	○	○
文部科学省	学校基本調査 注3)	決算情報	○	
農林水産省	農林業センサス 注4)	税込記入	○	
経済産業省	商業統計調査	原則、税込記入	○	○
	工業統計調査	税込記入	○	○
	経済産業省企業活動基本調査	原則、税込記入	○	
	特定サービス産業実態調査	税込記入	○	○
	中小企業実態基本調査	原則、税込記入		○
国土交通省	建設工事施工統計調査	税込記入	○	

注1) 事業所母集団データベースに調査結果を記録する統計調査

注2) 国民経済計算(JSNA)で活用している主要構造統計調査

注3) 収入額等の把握対象は、国立大学法人等一部対象に限られる。

注4) 売上高は、階級値で把握している。

## 具体的な補正方法の詳細な計算式

### ○売上（収入）金額、業種別収入の合計額

【内訳の計と合計額が一致する場合】

売上（収入）金額の合計額＝税込補正した内訳の計

【内訳の計と合計額が一致しない場合及び内訳を把握していない場合】

売上（収入）金額の合計額＝税抜の合計額×（1＋消費税率）

### ○売上（収入）金額、業種別収入の内訳項目

【輸出あり品目の場合】

売上（収入）金額の内訳項目の消費税額＝（税抜額－輸出額）×消費税率

売上（収入）金額の内訳項目の輸出額＝税抜額÷輸出あり品目の合計額×輸出額の合計

輸出額の合計＝売上（収入）金額の合計額×輸出比率

【輸出なし品目の場合】

売上（収入）金額の内訳項目の消費税額＝税抜額×消費税率

（計算例）

	売上額	直接輸出の有無	課税か否か	
品目 A	600	あり	課税	
品目 B	300	あり	課税	
品目 C	100	なし	課税	
品目 D	200	なし	非課税	
売上計	1,200			直接輸出比率 25%

① 「製造品の出荷額・加工賃収入額」に「直接輸出額の割合」を乗じ、事業所の直接輸出額を算出

事業所の直接輸出額＝1200×0.25＝300

② 「直接輸出あり」の品目の売上額で按分し、品目ごとの直接輸出額を算出

品目 A の直接輸出額＝600÷（600＋300）×300＝200

品目 B の直接輸出額＝300÷（600＋300）×300＝100

品目 C の直接輸出額＝0

品目 D の直接輸出額＝0

③ 品目ごとに課税対象の出荷額を算出し、消費税額を計算

品目 A の消費税額＝（600－200）×0.08＝32

品目 B の消費税額＝（300－100）×0.08＝16

品目 C の消費税額＝100×0.08＝8

品目 D の消費税額＝0

○費用総額及び売上原価

費用総額の消費税額＝(税抜額－(売上原価＋非課税の費用内訳の計))×消費税率＋売上原価の消費税額

売上原価の消費税額＝(税抜額－非課税の費用内訳の計)×消費税率

※ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。

【売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合】

売上原価の消費税額＝(税抜額－非課税の費用内訳の計×(売上原価÷費用総額))×消費税率

(計算例)

	金額
費用総額	20,000
うち、売上原価	8,000
(特掲)	
非課税費用内訳の計	5,000

[費用総額]

①費用総額から非課税費用内訳の計と売上原価を控除

費用総額の課税対象額＝20000－(8000＋5000)＝7000

②控除した額に消費税率を乗じた額と売上原価の消費税額を加え、消費税額を算出

費用総額の消費税額＝7000×0.08＋480＝1040

[売上原価]

①売上原価に含まれる不加算費用の比率を擬制

売上原価に含まれる不加算費用比率＝8000÷20000＝0.4

②売上原価から不加算費用を減じ、課税対象額を算出し、消費税額を計算

売上原価の消費税額＝(8000－5000×0.4)×0.08＝480

○費用(給与・人件費、福利厚生費、租税公課及び支払利息以外)の内訳項目

費用(給与・人件費、福利厚生費、租税公課及び支払利息以外)の内訳項目の消費税額＝税抜額×消費税率

○土地以外の有形固定資産

土地以外の有形固定資産の消費税額＝税抜額×消費税率